五、合同酒精株式会社に対する件

昭和五〇年（排）第一〇号

排除命令

東京都中央区銀座六丁目二番一〇号
合同酒精株式会社
右代表者　代表取締役　野口正二郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　合同酒精株式会社は、その販売する「新みりん」と称する調味料について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、当該商品は、ぶどう糖及び水あめにしょうちゅう、グルタミン酸ソーダ等を加えて短期間に製造された調味料であつて、みりんではない旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する「新みりん」と称する調味料及びこれと同種の商品について、当該商品のラベル、パンフレット、説明書その他これらに類似する物に、みりんであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、すみやかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事実

一　合同酒精株式会社（以下「合同酒精」という。）は、肩書地に本店を置き、清酒、合成清酒、みりん等の酒類、調味料その他の食品類の製造販売業を営む事業者である。

二　合同酒精は、自社工場において製造した三〇〇ミリリットル入りびん詰の調味料を昭和三〇年一一月から、同じく六〇〇ミリリットル入りびん詰を昭和五〇年四月から「ゴードーハチミ」（昭和三〇年一一月から昭和四〇年二月までは「あおい」）の商標で、「新みりん」（昭和四〇年三月から昭和四六年九月までは「新味料」）と称して、一般消費者を対象とし、全国の地域に販売している。

三　合同酒精は、三〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写一）及び六〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写二）のそれぞれの中央部に大きく「新みりん」と記載し、あたかも、当該商品が、もち米に米こうじ、しょうちゅう又はアルコール等を加えて長期間糖化熟成させたみりんであるかのように表示している。

四　しかるに、当該商品は、ぶどう糖及び水あめを主原料とし、これにしょうちゅう、グルタミン酸ソーダ等を加えて攪拌混合し、短期間に製造された調味料であって、みりんではない。

法令の適用

前記事実によれば、合同酒精は、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧久

委員　青山正春

別添写一


容量300mℓ
新みりん
ゴードーハチミ
合同酒精株式会社F
東京都中央区銀座6丁目2番10号
調味料
開栓後は必ず冷蔵庫で保存してください

別添写二


容量600mℓ
新みりん
ゴードーハチミ
合同酒精株式会社F
東京都中央区銀座6丁目2番10号
調味料
開栓後は必ず冷蔵庫で保存してください